

# 告 示

## 埼玉県告示第九十八号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第二条の二第二項の規定により、指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターの主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

令和八年二月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都中央区日本橋人形町一丁目四番一号内山ビル

二 変更の年月日

令和八年一月二十六日